# 秋田市公告

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年7月5日

秋田市長 穂 積 志

## 1 業務概要

(1) 業務名

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務

- (2) 業務内容
  - ア 防犯灯台帳等を基にした現地調査
  - イ 現地調査に基づく防犯灯台帳の更新および東北電力との契約変更
  - ウ LED防犯灯の交換の施行計画および修繕の手順書の作成
  - エ 町内会とLED防犯灯の交換等について調整
  - オ LED防犯灯の交換と交換した灯具へ管理番号の貼付
  - カ 既設のLED防犯灯、配線等が損傷している場合の処置
  - キ その他
- (3) 委託期間

令和4年10月1日(土)から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託料上限額

582,953,000円 (消費税および地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は複数の法人による 共同事業体(以下「共同事業体」という。)とし、それぞれ次に掲げる 全ての要件に該当する者とする。

なお、単独の法人又は共同事業体の構成員が別の共同事業体の構成員 となることはできない。

- (1) 単独の法人又は共同事業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和25年政令第16号)第167条の4第1項および第2項のいずれかの規定に該当しないこと。
  - イ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、会社更生法 (平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立 てがなされていないこと。
  - ウ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、秋田市の電気 工事A級又はB級に等級格付されていること。
  - エ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
  - オ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、本市の指名停止又は入札参加資格停止期間中でないこと。
  - カ 電気工事に係る資格を有し、かつ、常勤で3か月以上の雇用関係 にある者を監理技術者又は主任技術者として本業務に専任で配置で きること。
- (2) 共同事業体は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
  - ア 共同事業体の構成員数は、3社以内であること。
  - イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。ただし、 共同事業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (3) 単独の法人又は共同事業体の構成員のうち1社以上は、次に掲げる要件を満たすこと。

東北電力株式会社と引込線工事委託契約を締結している業者であること。

# 3 参加手続

(1) 実施要領および各種関係資料の交付

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領および各種関係資料は、本市のウェブサイトから入手すること。

(2) 提出方法

持参により事務局へ提出すること。

なお、提出に当たっては、事前に電話で連絡すること。

## (3) 提出期間

令和4年7月5日(火)から同月22日(金)まで。ただし、受付時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

### (4) 提出場所

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課

電話番号 018-888-5625

ファックス 018-888-5623

Eメール ro-ctmn@city.akita.lg.jp

URL https://www.city.akita.lg.jp

## 4 審査および選定方法

#### (1) 候補者の審査

候補者の審査は、別紙「審査基準」に基づき、秋田市LED防犯灯交換および修繕業務に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱(令和4年6月23日市長決裁)により組織された審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

#### (2) 候補者の選定

候補者の選定は、審査委員会が参加資格要件に基づく申請書等の審査および審査基準に基づく申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答により行う。

# (3) 受託候補者の決定

審査委員会は、審査基準に基づく評価を行い、最も評価の高かった 者を候補者として1者、次点者として1者を選定する。その後、秋田 市工事請負業者選定審議委員会において受託候補者を決定する。

#### (4) 契約の締結

市は、選定された受託候補者と、契約締結の交渉を行う。契約交渉

が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

# (5) 選定結果の通知および公表

選定された提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。また、受託候補者および次点者に関し、評価点と選定理由を本市のウェブサイトで公表する。